参考様式１６

入札執行時の留意事項

１　通知を受けた業者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。このことにより不利益を受けることはない。

２　入札執行前に入札辞退の意思表示がなされた業者については、入札執行に際し、その旨を他の業者に知らせるとともに、入札を辞退している業者が出席しているときは、退室させること。

３　入札執行中に入札を辞退する場合は、「入札辞退届」を入札箱に投函せず、直接係員に提出するよう、入札前に指導すること。

ア　辞退届を提出した業者は、退室させること。

イ　再度入札の場合の辞退届の取扱いについては、入札書に“辞退”と記入させて、第２回目の入札前に提出させること。

４　１社を除き他社が全員入札辞退をした場合の取扱いは、以下による。

　ア　１回目の入札において、１社を除き他社が全員入札を辞退した場合は、競争性を確保した入札が成立しないため、指名替を行ったうえで改めて入札を行う。

イ　２回目の入札（再度入札）において、１社を除き他社が全員入札を辞退した場合は、２回目の入札は成立しないが、１回目の入札は成立しているので１回目の入札金額と予定価格の差が少額で随意契約ができると認めた場合は、随意契約に移行すること。

⇒判断基準その①予定価格が５０００万円に満たない入札

予定価格の１００％をこえ１１０％以内を目途とする。

⇒判断基準その②予定価格が５０００万円以上の入札

予定価格の１００％をこえ１０５％以内を目途とする。

ウ　２回目の入札において、予定価格と入札金額の差が少額であって、予定価格に達しなかった最低額の入札者が２社以上あった場合は、当該２社以上の業者と見積合わせを行う。

**－６５－**